

# 令和元年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和元年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業

## 2 背景

札幌市は、平成29年度を計画始期とした「札幌市がん対策推進プラン」（以下、「プラン」という。）を策定し、がん予防・早期発見・がん患者等への支援を重点施策としている。

プランの推進には市民が、がんに関する正しい知識を持ち、がん予防・早期発見に取り組むとともに、事業所が従業員の受動喫煙を防止することやがん検診を受診しやすい環境を整えることなど、事業所からの様々な協力が必要である。

## 3 目的

### (1) 子ども向けがん教育

小学生及び中学生が、がんをはじめとした生活習慣病予防の知識をもち、将来にわたって自身の健康づくりに関心を持つきっかけづくりとする。

### (2) 市民及び事業所向けがん対策

市民及び事業所が、がん検診の受診促進やがん治療と就労の両立支援に関心をもち、市民及び事業所のがん対策に取り組むきっかけづくりとする。

## 4 業務委託の内容

### (1) 子ども向けがん教育

#### ①がん予防標語コンクール

対象者：札幌市内の小学校 5～6 年生及び中学生

時期：令和元年 6 月学校に告知、夏休み期間中に募集

内容：

- ・がん予防のキーワードが入った標語を募集する。
- ・募集にあたっては、学校を通じて募集することとし、昨年度の川柳やメッセージの最優秀・優秀作品を例として提示する。
- ・応募多数の場合は事務局で一次選考を行い、二次選考を実行委員で行う（最優秀賞 1 点、優秀賞 3 点）。

#### ②展示会・表彰式（同時実施）

時期：令和元年 10 月中

場所：札幌市内中心部の施設

（道新 DO-BOX、チカホ、大通ピッセ等）

内容：

- ・コンクール応募作品を札幌市内中心部の施設に 1～2 週間程度展示する。
- ・実行委員にて選考した優秀作品を実行委員会会長から表彰する。
- ・表彰式会場のセッティング（タイトルパネル制作等を含む）
- ・実行委員、応募児童、学校関係者及び保護者等に周知する。

## (2) 市民及び事業所向けがん対策

### ①札幌市がん検診概要、優良事業所紹介

#### ア リーフレットの作成・配布

時 期：令和元年9月完成

内 容：

- ・制作部数 2,000 部
- ・札幌市のがん検診概要と優良事業所紹介を A4 表裏に掲載
- ・札幌市のがん検診概要の中に、乳がん、子宮がん検診の無料クーポンに関する情報を記載
- ・札幌市がん対策認定企業の取組み紹介（検診受診促進、治療と就労の両立支援に取り組む事業所）、札幌市認定企業制度及びそのメリットを共に PR する。
- ・リーフレットの内容を実行委員会構成団体 HP 等に掲載

#### イ 事業所のメディア出演

時 期：契約期間内随時

内 容：

- ・ラジオ番組などに事業所の担当者と事務局職員が出演し、事業所の取組み及び実行委員会の取組み、札幌市のがん検診施策を PR

#### ウ 札幌市がん検診、事業所 PR 動画上映

時 期：令和元年10月

内 容：

- ・札幌市のがん検診概要と共に、優良事業所リーフレット内容やインタビュー時の動画を市民や事業所の経営者が多く集まる場所等で上映し、事業所及び実行委員会の取組みを PR する。なお、がん予防標語コンクールの展示期間に合わせて上映することもできるものとする。

## (3) 実行委員会所有フェイスブックの活用

(1)(2) 共通で、事業内容の告知や事業終了後の報告写真等を随時掲載する。

## (4) その他自由企画

受託候補者は、「子ども向けがん教育」または「市民及び事業所向けがん対策」をテーマとした啓発内容を企画し、令和元年11月までに実施するものとする。

## (5) 報告書の作成及び委員会での結果報告

令和元年12月上旬までに報告書を作成のうえ、令和2年1月開催予定の委員会にて報告すること。その際に、次年度に向けた提案を盛り込むこと。

## 5 成果物と納品について

### (1) 成果物

ア 制作物のデータ一式

イ 実施報告書

### (2) 納品場所

〒065-0026 札幌市東区北26条東14丁目1番15号

公益財団法人北海道対がん協会 経営管理部企画課 久保

TEL：011-748-5518（企画課直通）

## 6 業務履行期間

契約締結の日から令和2年1月31日まで

## 7 業務処理責任者

(1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。

(2) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

## 8 実施計画書及び業務日程表

受託者は、契約締結後すみやかに業務実施計画書及び日程表を作成し、委託者の承認を得ること。

## 9 委託者との協議等

(1) 本業務の実施にあたって、業務処理責任者は委託者と連携を密にし、適宜協議または打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。

(2) 業務処理責任者は、委託者と協議または打合せをした場合は、その内容及び連絡事項を適切に記録し、相互に確認するものとする。

## 10 完了報告

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了報告書及びその成果物を委託者に提出しなければならない。

## 11 個人情報の保護

受託者は、本業務を処理するにあたって個人情報を取扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

## 1.2 著作権等の取扱

成果物に関する著作権等一切の権利は委託者に帰属するものとする。

なお、成果物は業務履行期間後も委託者の事業において使用するため、企画、デザイン等の権利関係を調整すること。

## 1.3 その他

契約金額には、必要経費一切を含むものとする。

## 別記 個人情報取扱注意事項

### 第1条（個人情報を取り扱う際の基本事項）

受託者はこの契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### 第2条（責任体制の整備）

受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### 第3条（守秘義務）

受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

### 第4条（再委託）

受託者は、本委託業務を第三者へ委託（再委託）してはならない。

### 第5条（個人情報の管理）

受託者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 札幌市（以下「委託者」という。）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 事前に委託者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- 六 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

### 第6条（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、委託者に無断で第三者へ提供してはならない。

#### 第7条（個人情報の返還又は廃棄）

- 1 受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還しなければならない。
- 2 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

#### 第8条（事故時の対応）

- 1 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### 第9条（契約解除）

- 1 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

#### 第10条（損害賠償）

受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。